田原市コミュニティバス広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市コミュニティバス「田原市ぐるりんバス」及び「田原市ぐるりんミニバス」(以下「コミュニティバス」という。)において、民間企業等の広告を掲出し、広告収入を得ることに関し、田原市広告取扱要綱(平成23年6月16日施行。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体及び対象)

- 第2条 広告を掲出する媒体は、コミュニティバスの車両内部及び外部とする。
- 2 コミュニティバスに掲出する広告の対象は、要綱第8条に定めるところに よるものとする。

(広告の規格等)

第3条 コミュニティバスに掲出する広告の掲出箇所及び規格等は、別表のとおりとする。

(広告の掲出方法等)

- 第4条 コミュニティバスへの広告掲出方法は、次に掲げる方法によるものと する。
 - (1) 車両内部に掲出する場合 広告の内容を表示した用紙を別表に規定する 箇所に掲出するものとする。
 - (2) 車両外部に掲出する場合 広告の内容を表示したマグネットシートを別表に規定する箇所に掲出するものとする。

(広告の掲出期間)

第5条 コミュニティバスへの広告掲出期間は、原則として市長が定める日から当該年度末までとする。

2 前項の期間は、1月単位によるものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、広報たはら等で行う。

(広告掲出の申込み)

第7条 コミュニティバスへの広告掲出を希望する者(以下「申込者」という。)は、田原市コミュニティバス広告掲出申込書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告掲出の決定等)

- 第8条 市長は、前条の規定による広告掲出の申込みがあったときは、要綱第9条第1項に規定する広告審査委員会又は広告掲載判定会を開催して広告掲出の可否を決定し、田原市コミュニティバス広告掲出・不掲出決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。ただし、申込者が広告募集の枠数を超えるときは、次に掲げる順位により広告を掲出する者を決定する。
 - (1) 市内に本社又は本店を有する事業者の広告
 - (2) 市内に支店、営業所等を有する事業者の広告
 - (3) 前2号の規定に当てはまらない広告
- 2 前項ただし書の規定によっても申込者が広告募集の枠数を超えるときは、 受付順により決定する。

(広告掲出料)

- 第9条 コミュニティバスへの広告の掲出料(以下「広告掲出料」という。) は、別表のとおりとする。
- 2 広告掲出可の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長 が指定する期日までに広告掲出料を納付しなければならない。

(広告主の義務等)

- 第10条 広告主は、市長が指定する方法により作成した広告の作成費用を負担しなければならない。
- 2 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲出期間中にコミュニティバス運行事業者の責めにおいて広告に破損等が生じた場合は、当該運行事業者が原状に復するものとする。
- 3 広告掲出期間中にコミュニティバスから広告が剥離等したことにより、他の者に損害を与えたときは、広告主が全ての責任を負うものとする。

(広告内容の変更)

- 第11条 広告主は、広告の内容の変更を行うときは、田原市コミュニティバス広告申込内容変更届(様式第3号)により、変更を希望する期日の1か月前までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくは そのおそれがあるとき、又は要綱若しくは田原市広告掲載基準(平成23年 6月16日施行。)に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告 の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲出の取下げ)

- 第12条 広告主は、自己の都合によりコミュニティバスへの広告掲出を取り 下げることができる。
- 2 広告主は、前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、田原市コミュニティバス広告掲出取下届(様式第4号)により、広告掲出の取下げを希望する月の初日の10日前までに市長に申し出なければならない。

(広告掲出の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出の決定を 取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲出料を納付しないとき又は納付する見込みがないとき。
- (2) 広告掲出期間の初日においてコミュニティバスに広告が掲出されていないとき。
- (3) 広告主から広告掲出の取下げの申出があったとき。
- (4) その他市長が広告掲出を適切でないと判断したとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告掲出の決定を取り消したときは、田原市コミュニティバス広告掲出取消通知書(様式第5号)により当該広告掲出の決定を取り消された広告主に通知するものとする。

(広告掲出料の環付)

- 第14条 広告掲出料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由 により広告の掲出ができなくなったときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により還付する広告掲出料は、当該広告の掲出ができなくなった月の翌月以降の納付済額に相当する額とする。この場合において、 還付する広告掲出料に利子は付さないものとする。
- 3 広告掲出料の還付を受けようとする者は、田原市コミュニティバス広告掲 出料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、コミュニティバスへの広告掲出について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年5月30日から施行する。

別表(第3条、第9条関係)

車両	掲出箇所※1	規格	設置可能枚数 (1車両当たり)	募集枠※2	月額広告掲出料 ※3	
中型バス 車両 (市街 地、童 浦、サン テパルク 線)	車両内部画面 (上部)	縦 36.4 cm ×横 51.5 cm	5枚	5枠	10,000円	
ワゴン	車両外部側面 (乗降口側)	縦 30 cm ×横 60 cm	1枚	1 枠	2,000円	
車両 (表浜、 中山線)	車両外部側面 (運転席側)	縦 30 cm ×横 60 cm	1枚	1 枠	2,000円	
	車両外部後面	縦 20 cm ×横 60 cm	1枚	1 枠	1,500円	

備考

- ※1 車両内部の掲出箇所については指定できないものとする。
- ※2 田原市ぐるりんバス (中型バス車両) の全車両における募集枠とし、田原市 ぐるりんミニバス (ワゴン車両) は1車両当たりの募集枠とする。
- ※3 募集枠当たりの金額で、消費税及び地方消費税を含む金額とする。

田原市コミュニティバス広告掲出申込書

年 月 日

田原市長殿

申込者所在地名称代表者氏名

田原市コミュニティバス広告掲出要領第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 掲出希望期間 年 月分 ~ 年 月分
- 2 掲出希望車両
- 3 募集希望箇所 ※ワゴン車両のみ
- 4 広告の内容
- 5 連絡先等
 - (1) 担当部署:
 - (2) 担当者氏名:
 - (3) 電話番号:
 - (4) Fax:
 - (5) E-Mail:
- 6 提出書類等
 - (1) 会社案内等(会社等の概要が分かるもの)
 - (2) 法人登記に係る現在事項全部証明書(個人事業主の場合は、住民票の写し。ただし、田原市内に住所を有する場合を除く。)
 - (3) 広告原稿(案)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (注)要綱第6条第2項に該当する場合は、(2)の書類は必要ありません

(同意事項)

- ・田原市広告取扱要綱第8条第2項の規定に該当する事実はありません。
- ・田原市の住民基本台帳及び市税等の納付状況を確認することに同意します。
- ・田原市広告取扱要綱、田原市広告掲載基準、田原市コミュニティバス広告掲出要領及び田 原市コミュニティバス広告募集要項の規定を順守します。

田原市コミュニティバス広告掲出・不掲出決定通知書

年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付けで申込みのあった田原市コミュニティバス広告掲出について、下記のとおり決定したので通知します。

- 1 広告掲出の可否 可・否
- 2 可の場合は今後の手続 ※広告掲出料の納付時期等
- 3 否の場合はその理由

様式第3号(第11条関係)

田原市コミュニティバス広告申込内容変更届

年 月 日

田原市長殿

広告主所在地名称代表者氏名

年 月 日付けで決定された田原市コミュニティバス広告掲出について、 下記のとおり変更したいので届け出ます。

- 1 変更項目
- 2 変更内容

様式第4号(第12条関係)

田原市コミュニティバス広告掲出取下届

年 月 日

田原市長 殿

申込者所在地名称代表者氏名

年 月 日付けで決定された田原市コミュニティバス広告掲出について、 下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

- 1 取下期間 年 月分 ~ 年 月分
- 2 取下理由

様式第5号(第13条関係)

田原市コミュニティバス広告掲出取消通知書

年 月 日

様

田原市長

印

年 月 日付けで決定した田原市コミュニティバス広告掲出について、 下記のとおり取り消します。

- 1 取消年月日
- 2 取消しの理由

年 月 日

田原市長 殿

所在地名称代表者氏名

田原市コミュニティバス広告掲出料還付請求書

田原市コミュニティバス広告掲出料について、下記のとおり還付してください。

記

- 1 還付請求する期間 年 月分 ~ 年 月分
- 2 請求金額 円
- 3 振込金融機関

				銀行	1 1 1 1	本店	
△□★松目目々				信用金庫	 	支店	
金融機関名				信用組合	 	支所	
				農業協同組合		店	
預金種目	1	普通	2	当座			
口座番号							
口座名義人							

※口座名義人は請求者本人とする。